

# 川崎市福祉有償運送運営協議会公募委員選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市福祉有償運送運営協議会運営等要綱に基づく委員のうち公募による選任する委員の選考を行うため、川崎市福祉有償運送運営協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 長寿社会部長
- (2) 障害保健福祉部長
- (3) 総務部企画課長
- (4) 長寿社会部高齢者在宅サービス課長
- (5) 障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長

(委員長等)

第3条 選考委員会に委員長と副委員長各1名をおく。委員長は長寿社会部長、副委員長は障害保健福祉部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長に事故があるときはこれに代わる。

(会議)

第4条 選考委員会は委員長が召集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 選考委員会は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認めるときは、委員全員の同意をもって選考委員会を開催せず持ち回りで議決することができる。

(庶務)

第5条 選考委員会の庶務は、長寿社会部高齢者在宅サービス課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。